

4. 申請書類の提出について

	Q	複数の業で申請しますが、申請に係る様式第1号～様式第7号に関する書面は、申請の業の区分ごとに提出が必要ですか。
1	A	<p>収集運搬業と中間処理業を同時申請の場合、様式第1号～第7号に関する書面は、収集運搬業の正本ファイルに綴じてください。</p> <p>その写しを収集運搬業の副本に綴じてください。</p> <p>中間処理業のファイル（正本・副本）には綴じる必要はありません。</p> <p>なお、申請に係る各様式に添付する証明書等は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。</p>
	Q	申請手数料は、申請書類提出時に支払いますか。それとも認定時に支払いますか。
2	A	<p>申請前にお支払いいただきます。申請手数料は、評価・認定に係る審査手数料です。</p> <p>従って、認定されなかった場合や認定の区分が申請時と異なった場合についても、申請手数料は返却いたしません。</p> <p>なお、振込領収書の写しを申請書類（インデックス記号H）として提出していただきます。</p>
	Q	郵送ではなく、持参してもいいですか。
3	A	<p>原則郵送ですが、ご相談がある場合など、ご持参いただいても構いません。</p> <p>その際は、事前にお電話でご予約下さい。</p> <p>(優良性認定評価室 TEL 03-3644-1381)</p>
	Q	副本を作成するのを忘れました。一度正本を返却してもらうことはできますか？
4	A	<p>一度受理した正本は、持ちだすことが出来ません。</p> <p>閲覧はできますので、まずはご連絡ください。</p> <p>(優良性認定評価室 TEL 03-3644-1381)</p>